

いわて森林づくりコーディネーター認定要領

制定 令和3年5月28日 森整第218号

(目的)

第1 地域における森林整備活動を推進するため、森林の整備・保全等に関する幅広い専門知識と技術を備えた人材をいわて森林づくりコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）として認定し、その自主的な活動を促進することにより、もって森林の有する公益的機能の維持増進と持続可能な森林経営の実現に資する。

(活動内容)

第2 コーディネーターは、地域における森林整備活動の推進を図るため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 森林所有者に対して適切な森林の整備・保全を働きかけ、環境重視の森林づくり等につなげるなど、地域に根差して関係者の合意形成等を図ること。
- (2) 地域の林業関係者等との連携を図るとともに、地域住民等による森林づくり活動への参画や実践指導を積極的に行うこと。
- (3) その他地域における森林整備活動の推進に関すること。

(認定要件)

第3 コーディネーターの認定要件は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む。）
 - イ 技術士（森林部門）
 - ウ 林業技士
 - エ 認定森林施業プランナー
 - オ 地域に精通する者等であって、岩手県林業技術センターが実施する地域林政アドバイザー養成研修を修了した者又はそれに準ずる研修を修了した者
- (2) 岩手県が実施する地域における森林整備活動を推進する人材を育成する事業において、次に掲げる研修等を全て修了した者であること。
 - ア 環境重視の森林づくり研修（前期・後期）
 - イ 森林づくり活動実践研修（前期・後期）
 - ウ コミュニケーション・ファシリテーション研修
 - エ 森林づくり活動安全講習
- (3) 次に掲げる特別教育等を全て修了した者であること。
 - ア 伐木等の業務に係る特別教育
 - イ 刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育

(認定申請)

第4 コーディネーターの認定を受けようとする者は、いわて森林づくりコーディネーター認定申請書（様式第1号）により所管する広域振興局の林務担当部又は農林振興センター、林務室若しくは林務出張所の長（以下「広域振興局の林務部長等」という。）を経由して岩手県知事（以下「知事」という。）に申請するものとする。

2 広域振興局の林務部長等は、前項の申請書が提出されたときは、意見を付して農林水産部森林整備課総括課長（以下「総括課長」という。）に進達するものとする。

(認定及び登録等)

第5 知事は、第4の申請書の内容を審査し、第3の認定要件を満たすと認められる場

合は、コーディネーターとして認定するものとする。

- 2 知事は、前項の認定をしたときは、申請者に対して、認定証書（様式第2号）を交付するとともに、いわて森林づくりコーディネーター登録名簿（様式第3号、以下「名簿」という。）に登録し、いわて森林づくりコーディネーター登録通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 総括課長は、前項の登録が終了したときは、広域振興局の林務部長等及び申請者が居住する市町村長に対し、その旨を通知するものとする。

（登録の有効期限）

第6 名簿への登録の有効期限は、名簿に登録した日から起算して満5年を経過する日の属する年度の末日とする。

（活動状況報告）

- 第7 コーディネーターは、登録の日から起算して満5年を経過するごとに、当該時点における活動状況について、いわて森林づくりコーディネーター活動状況報告書（様式第5号）により広域振興局の林務部長等を経由して知事に報告するものとする。
- 2 前項の報告の期限は、満5年を経過する日の属する年度の末日とする。

（登録の有効期限の延長）

- 第8 知事は、第7に定める活動状況の報告が期限までに提出され、コーディネーターの活動状況及び今後の活動に係る意向を確認できたときは、名簿に記載する登録の有効期限を5年間延長することができる。
- 2 知事は、前項の登録の有効期限を延長したときは、速やかに、その旨をいわて森林づくりコーディネーター登録の有効期限の延長通知書（様式第6号）により当該コーディネーターに通知するものとする。
- 3 総括課長は、第1項の登録の有効期限を延長したときは、広域振興局の林務部長等及び申請者が居住する市町村長に対し、その旨を通知するものとする。

（認定の取消し）

- 第9 知事は、認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができるものとする。
 - (1) 本人から認定の取消しの申出があったとき
 - (2) 第4に定める認定申請又は第7に定める活動状況報告の内容に虚偽が確認されたとき
 - (3) 第7に定める活動状況の報告が期限までに提出されなかったとき
 - (4) その他知事が認定を取り消すことが適当と認めたとき

（活動促進）

- 第10 知事は、コーディネーターの自主的な活動を促進するため、次のことについて配慮するものとする。
 - (1) 林業普及指導員等による指導援助と情報提供を実施するなど、コーディネーターの活動の円滑化を図ること。
 - (2) 研修会及び活動報告会を開催するなど、コーディネーター相互の研鑽と交流を図ること。

附 則

この要領は、令和3年5月28日から施行する。

様式第 1 号

いわて森林づくりコーディネーター認定申請書

年 月 日

岩手県知事 様
(広域振興局の林務部長等経由)

申請者 氏 名 印

いわて森林づくりコーディネーターの認定を受けたいので、いわて森林づくりコーディネーター認定要領第 4 の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の氏名等

フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	〒
電 話 番 号	
メールアドレス	
主な活動場所	

2 認定要件

資 格 区 分	ア 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者(林豪改良指導員及び林業専門技術員を含む。) イ 技術士(森林部門) ウ 林業技士 エ 認定森林施業プランナー オ 地域に精通する者等であって、岩手県林業技術センターが実施する地域林政アドバイザー養成研修を修了した者又はそれに準ずる研修を修了した者
研 修 等	ア 環境重視の森林づくり研修(前期・後期) イ 森林づくり活動実践研修(前期・後期) ウ コミュニケーション・ファシリテーション研修 エ 森林づくり活動安全講習
特 別 教 育 等	ア 伐木等の業務に係る特別教育 イ 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育

※1 該当する記号を○で囲むこと。

※2 登録証や合格証、修了証(写し)等を添付すること。

様式第2号

認定番号

認 定 証 書

住 所

氏 名

あなたを、いわて森林づくりコーディネーターとして認定します。

年 月 日

岩手県知事

印

様式第 4 号

いわて森林づくりコーディネーター登録通知書

第 号
年 月 日

様

岩手県知事 印

このことについて、別添認定証書のとおり認定し、いわて森林づくりコーディネーター認定要領第 5 の規定により名簿に登録したので、通知します。

記

1 登録番号

2 登録年月日 年 月 日

3 有効期限 年 3 月 31 日

4 留意事項

- (1) 登録の日から起算して満 5 年を経過後、有効期限までに、別添様式により活動状況を報告してください。
- (2) 活動状況の報告を有効期限までに提出することにより、名簿に記載する有効期限を 5 年間延長することができます。
- (3) 認定申請又は活動状況報告の内容に虚偽が確認された場合や活動状況の報告が期限までに提出されなかった場合は、認定を取り消すことがあります。

(様式第 5 号を添付)

様式第5号

いわて森林づくりコーディネーター活動状況報告書

年 月 日

岩手県知事 様
(広域振興局の林務部長等経由)

報告者 氏 名 印

活動状況及び今後の活動に係る意向について、下記のとおり報告します。

記

1 活動状況

登録者氏名及び 登録番号	フリガナ 氏 名 登録番号
生 年 月 日	
住 所	〒
電 話 番 号	
メールアドレス	
主な活動場所	
近年の主な活動	例1) ○年に○○(組織名)から○○(職名)として任命され、 ○年度は、○○事業の施工地○件○haを取りまとめた。 例2) ○年に地域の森林づくり組織である○○(組織名)に参画 し、○年は里山林の保全管理活動の実践指導を行った。

2 今後の活動に係る意向

活動継続の意向等	ア 活動を継続します。 イ 活動を継続しません。 ウ その他 ()
----------	--

※ 該当する記号を○で囲むこと。

様式第 6 号

いわて森林づくりコーディネーター登録の有効期限の延長通知書

第 号
年 月 日

様

岩手県知事 印

このことについて、いわて森林づくりコーディネーター認定要領第 8 の規定により名簿に記載する登録の有効期限を 5 年間延長したので、通知します。

記

1 登録番号

2 登録年月日 年 月 日

3 有効期限 年 3 月 31 日

4 留意事項

- (1) この通知の日から起算して満 5 年を経過後、有効期限までに、別添様式により活動状況を報告してください。
- (2) 活動状況の報告を有効期限までに提出することにより、名簿に記載する有効期限を 5 年間延長することができます。
- (3) 認定申請又は活動状況報告の内容に虚偽が確認された場合や活動状況の報告が期限までに提出されなかった場合は、認定を取り消すことがあります。

(様式第 5 号を添付)